

将来推計について（検討メモ）

（１）課題

景気動向や国による制度改正など多くの変動要素があり、中長期的に財政を見通すことが難しい中で、今後の財政運営を検討する手がかりとして、将来推計をどのように（期間、前提条件、パターンなど）行うべきか。

（２）現状

- 2月に公表した「粗い試算」では、減債基金借入れ及び借換債増発の償還が与える影響も明らかにするために、平成33年度までの試算を公表。（従前は、歳出・歳入の積上げをある程度行った上で、改革効果額・改革内容とセットで23年度までの推計を公表。）
- 「粗い試算」では、歳出にあっては24年度以降は義務的経費以外は原則として一定、歳入にあっては29年度以降原則として一定として推計。

（３）論点

①推計期間としてどのくらいが適当か。

- 見通すべき期間の根拠を何に求めるのか。
（例）・減債基金からの借入れ及び借換債増発の影響を見極める期間
⇒ 2月に公表した「粗い試算」
 - ・起債の償還期限 ⇒ 10年が基本（議決は原則30年）
 - ・府民への説明責任を果たす観点から、財政健全化対策の内容を明示できる期間 ⇒ 知事の任期期間中（3年程度）が限界？
- そもそも、社会経済情勢が予見しがたい中で、長期の推計をあえて示す意義は何か。長期の財政収支見通しのみをもって財政運営を進めるのではなく、短期・中期に基づく財政運営にも主眼をおいた推計を公表すべきか。

②前提条件をどう置くべきか。

- 経済成長（税収の伸び）を見込むべきか。その場合、経済成長に連動すると考えられる経費（人件費、扶助費、物件費等）との整合をどこまで図るのか。
- 財政運営を幅広い観点から議論するために、複数のシミュレーションが必要か。

資料

資料1	今後の財政収支の見通し〔粗い試算改定版〕
資料2	平成20年7月臨時府議会における知事答弁
資料3	これまでに公表した大阪府の将来推計
資料4	主要道府県の将来推計
資料5	「日本経済の進路と戦略 参考試算」（内閣府）